

令和 7 年度首里城扁額製作検討委員会

第 1 回 検討委員会資料

2025年9月10日（水） 9:30 - 11:30

【資料 3】 2、3 枚目仕様について

1. 2、3 枚目で検討が必要となる項目について
2. 2 枚目「輯瑞球陽」題字仕様について
3. 御印印影の検討
4. 御印工法の検討

- 3枚の扁額は「同文式化」の製作日記や尾崎資料をもとに製作していることから、基本的には同じ仕様となるが、製作年代や題字の字形が複雑さ等、3枚の扁額で異なる箇所があることから、下表のとおり文字・落款、木工・彫刻、髹漆・加飾の各分野で検討が必要となる項目を整理し、令和6年度第2回扁額製作検討委員会で確認した。
- 今後の2、3枚目の製作については、下表に示す方針に基づき作業を進める。現在検討中の項目については、作業時期までに決定する。
- 共通仕様となっている項目についても、別仕様を示す新たな知見が得られた場合は、作業工程上可能な範囲において見直しを再検討する。

3枚の扁額の共通仕様及び「輯瑞球陽」「永祚瀛壖」における仕様検討箇所

分野	「中山世土」「輯瑞球陽」「永祚瀛壖」共通仕様	「輯瑞球陽」「永祚瀛壖」における検討箇所
文字・落款	・ 題字、御印の大きさ、字形等は扁額毎に異なるため、それぞれで検討。	・ <u>題字、御印の大きさ、字形等</u> は扁額毎に異なるため、それぞれで検討。 ・ 年月銘・皇帝銘はなし
木工・彫刻	・ 寸法、樹種、構造仕口 ・ 額縁彫刻の雲龍文図案 ・ 額縁彫刻の彫刻方法（透かし彫り） ・ 御額持（なし）	・ <u>題字彫刻の厚み、断面形状</u> ・ <u>御印での堆錦技法の採用検討</u> ・ 七宝繫文の図案(R6第2回委員会で決定)
髹漆・加飾	・ 髹漆・加飾仕様全般	・ <u>御印での堆錦技法の採用検討</u>

⇒令和7年度第1回合同ワーキングにおいて、以下の項目の検討を行った。

- ・ 題字の仕様（厚み、断面形状）
- ・ 御印の仕様（印影及び工法(堆錦技法の採用)）

第 1 回合同ワーキング会議での検討

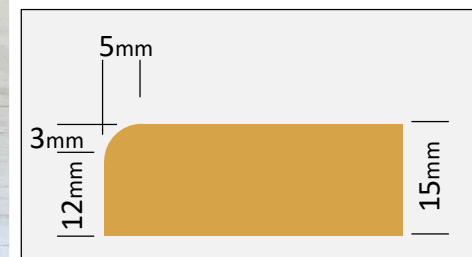
- ・ 題字の仕様については、試作を行い比較検討した。試作する文字は、4 字のうち四方に伸びる画がある「球」とし、厚みは、字画が多い場合、厚みがあると陰影が深くなり字がつぶれて見える懸念があることから「中山世土」の厚み18mmより薄い15mmとし、断面形状は、薄板・蒲鉾折衷型と薄板型の 2 種類を試作した。
- ・ 合同ワーキングでの試作の比較検討の結果、画数が多く、題字が厚いと小さな穴のところは底（地板）が見えず文字がつぶれて見えるため、厚みは15mm、角部に丸みを持たせる形状とし、曲面寸法は概ね、立ち上がり3mm、見えがかり5mmとする。（令和 7 年度第 1 回合同WG結論）



薄板型



薄板・蒲鉾折衷型



- 「輯瑞球陽」の印影について、平成復元時は「明清帝后寶璽」(紫禁城出版)掲載の印影を採用した(下図①)。
- 今回の検討では、令和3年度において、平成復元と同一の印影として、新たに『清帝避暑山莊印文註釋』掲載の印影が挙げられ(下図②)、複数の資料にて印影が確認できたことから、令和6年度第1回委員会にて印影を決定した。
- さらに、御印検討については各皇帝の印影を掲載した『寶藪』が重要資料として挙げられたことから、故宮博物院に照会を行った。『雍正寶藪』はフランスのギメ美術館に所蔵されており故宮で保管していない旨の回答があったが、故宮博物院が保管している御璽及び扁額への印影使用事例情報があった(下図③)。
- 若干の寸法の差異はあるものの、平成復元時の印影を『清帝避暑山莊印文註釋』及び故宮博物院提供情報で確認できたことから、今回の復元においては、平成復元時と同様の印影、寸法の御璽を複数の文献資料で確認できた印影、寸法(132mm×132mm)を採用することが適切であると考えられる。(令和6年度第1回委員会結論からの変更なし)(令和7年度第1回合同WG結論)

※若干の寸法の誤差については、印泥の付き方や圧力のかけ方によっても変化するため許容範囲内と考えられる。



①平成復元時印影

- 「明清帝后寶璽」(紫禁城出版)掲載
- 縦132mm×横132mm



②『清帝避暑山莊印文註釋』掲載(図17)

- 縦132mm×横132mm
- 平成復元の印影と同一と考えられる。



③故宮博物院提供

- 御璽現物有。「中正仁和」「勤政親賢」印影
- 縦138mm×横132mm
- 平成復元の印影と同一と考えられる。
- 故宮博物院からは、使用頻度が少ないため推奨しないとのコメントあり。

- 「永祚瀛壖」の印影について、平成復元時は第一歴史档案館提供資料の印影を中国現地調査で確認した印影をもとに一部補正した印影を採用した(下図①)。
- 今回の検討では、新たに『清帝避暑山莊印文註釈』掲載の3点が候補として挙げられ(下図②③④)。当該3点の印影画像を故宮博物院にも共有し、『乾隆寶藪』等の情報について故宮博物院に照会を行ったところ、『乾隆寶藪』内に③と同一の印影(下図⑤)及び④と同一の印影(下図⑥)が確認された。
- 平成復元時の印影については、複数資料や扁額事例での確認ができていないことから、『乾隆寶藪』に掲載された印影を候補に比較検討した。
- 当該印影が使用された扁額事例が複数確認されていることを踏まえると、今回の復元においては、③(=⑤)の印影、寸法(99mm×96mm)を採用することが適切であると考えられる。(令和7年度第1回合同WG結論)



①平成復元時印影

- 第一歴史档案館提供資料の印影を中国現地調査資料をもとに一部修正
- 縦12.1mm×横12.3mm



②『清帝避暑山莊印文註釈』掲載(図21)

- 縦99mm×横96mm
- 故宮博物院によれば、乾隆『寶藪』にもなく、使用例も確認できていない。



③『清帝避暑山莊印文註釈』掲載(図22)

- 縦99mm×横96mm
- 故宮博物院提供の『乾隆寶藪』掲載印影⑤と同一と考えられる。



⑤『乾隆寶藪』掲載

- 「蓮臺浄域」「建極綏猷」「紫氣東来」印影
- 縦99mm×横97mm
- 故宮博物院からは使用頻度が高く推奨するとのこと。

同一印影



④『清帝避暑山莊印文註釈』掲載(図23)

- 縦103mm×横104mm
- 故宮博物院提供の『乾隆寶藪』掲載印影⑥と同一と考えられる。



⑥『乾隆寶藪』掲載

- 「清漪園」印影
- 縦105mm×横105mm
- 故宮博物院によれば使用頻度は少ないとのこと。

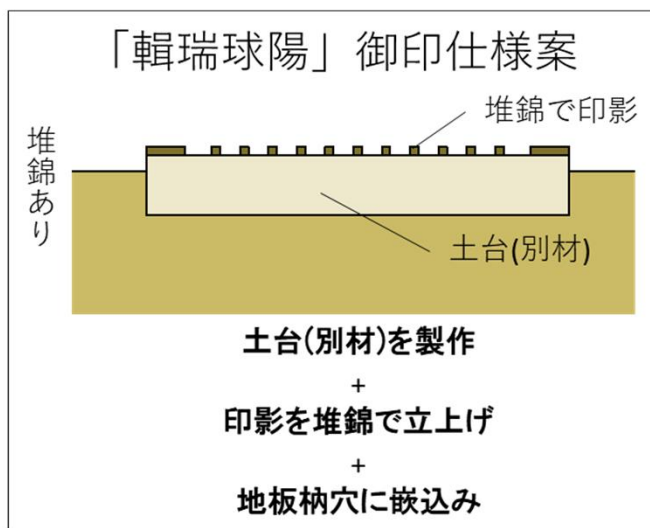
同一印影

(1) 御印の表現方法について

- 御印の表現方法については、「尚家文書360」での「堆錦台」記述との整合性や琉球事例等(「朱黒漆山水楼閣人物松竹堆錦螺鈿風炉先屏風」)が確認できたこと、試作の結果、堆錦での表現が可能であることが確認できたことをふまえ、**堆錦技法を採用する**。なお、試作での比較の結果、画どうしの繋がりがりや線の曲がりを忠実に表現できるという理由から、2、3枚目ともに板状の堆錦餅から印影を切り出し製作する。**(令和7年度第1回合同WG結論)**

(2) 御印の表現方法について

- 御印の地板への嵌めこみ方法については、首里城守礼門「守礼之邦」扁額の題字取付方法を参考とした、**被せなしの象嵌技法(下図)とする**。**(令和7年度第1回合同WG結論)**



輯瑞球陽印影「雍正御筆之寶」
堆錦試作



永祚瀛壖印影「乾隆御筆之寶」
堆錦試作